

平成30年度就学援助費の申請受付中！ 自動更新ではありません

保護者から学校への申請書類の提出期限は、次のとおりとなっております。保護者から書類が提出されましたら、すみやかに事務職員にお渡しください。

新小学1年生・新中学1年生とその兄弟姉妹……提出済(1月末×切りでした)

その他の在校生……3月5日

※説明書等配布しました。申請用紙が必要な場合は連絡ください。なお×切日が過ぎてからの申請は支給要件を満たした場合認定はされますが、認定月及び支給月は遅れる場合があります申請に関わって、ご不明な点やご相談などありましたら、各校事務職員までお願いします。

子の扶養手当等について

22歳になった年度末には、扶養手当が停止されます。それより前に就職される場合(高校や短大卒業就職等)や扶養手当の支給要件がなくなる時は忘れずにご連絡ください。また22歳の年度末を過ぎても収入が少なく共済組合の被扶養者にしておきたいという場合は、必要書類を添えて申請する必要があります。その場合もご連絡ください。

特殊勤務実績簿について

2月分は2月26日(月)締切

その後、すぐにシステム入力し、3月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください。

12月分旅費支払日は2月26日(月)です！

確定申告について

確定申告の時期になりました。今年は2月16日から3月15日です。これは学校を通さず自分ですることが必要です。9月号でお知らせした”セルフメディケーション税制”も確定申告が必要です。この時期にどうぞ。

こんな方はしたほうがお得かも……

1. 1月から12月の間に非常勤講師として勤めている期間があり年末調整をしていない場合

(非常勤講師の所得税は乙表を使っているため、所得税が高めに徴収されている可能性があります。)

確定申告をしないと徴収されたままです。)

2. 年末調整後に扶養人数が変更になった。(出生・結婚等)

3. 保険料の申告漏れがあった。

などです。

詳しいことは国税庁ホームページに載っています。不明な点は最寄の税務署または市役所税務室へ問い合わせてください。

年度末が近づいてきました！

★卒業式等に必要なものを除いて2月中には消耗品の購入を終える予定です。必要なものがあれば、在庫を確認し、早めに事務職員まで伝えてください。また、卒業式等に例年と違うことを計画するときも早めに相談してください。

★3月の旅費については早めに精算をお願いすることになります。後日詳しいことを連絡しますのでご協力よろしくお願いします。



被扶養者の給与明細を残しておいてください。

所得税法上の扶養確認や手当の事後確認の提出資料に必要ななるかもしれません。扶養者のパート・アルバイトの給与明細等は大切に残しておきましょう。

学校事務に関するお問い合わせや相談ごと …… 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

